

## 第5章 介護保険事業計画

### 第1節 医療・介護等と住民同士の連携による介護予防の推進

#### 1 地域全体での支え合いに向けた各分野の連携推進

高齢者が住み慣れた地域において安心して生活を続けるためには、地域での連携や協力が必要となります。そのためには、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」等のサービスと住民が連携して一体的に提供される体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進します。

##### （1）在宅医療・介護連携の推進

医療と福祉・介護の必要性を併せ持つ高齢者が年々増加傾向にあります。今後、高齢者が疾病等を抱えても地域で支えていくために、在宅医療や福祉・介護の連携が必要となってきます。

##### 【施策の方向】

- ・医療機関、介護サービス機関等の情報収集、連絡体制の整備等情報の共有に努めます。
- ・地域ケア会議等を活用し、医療、介護に携わる関係者の連携強化を推進します。
- ・地域住民に対し、在宅医療・介護連携に関する普及啓発を促進します。
- ・置戸赤十字病院を中心に北見医師会等各医療機関の協力を得ながら、退院支援、日常の療養支援、在宅医療、介護サービス等の様々な連携を図ることのできる体制整備に近隣市町村とともに取り組みます。

##### （2）認知症施策の推進

認知症予防に向けた事業展開も図りつつ、認知症高齢者の早期発見、早期診断・治療が重要となります。認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活を継続できるように支援体制の整備や正しい知識の普及啓発等が必要です。

##### 【施策の方向】

- ・具体的な施策の方向については、「3 認知症高齢者施策の推進」に記載していますが、次の取り組みを推進します。
- ① 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備及び相談支援体制の充実
- ② 認知症高齢者、介護者家族への支援の充実
- ③ 認知症に対する知識の普及啓発、地域で見守り、支え合う体制の充実

### (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が今後益々増加していく傾向にあり、さらに生活の支援や、安否を確認する子や兄弟が近隣に居住していない、または子や兄弟がいない高齢者も増えています。このような状況の中、生活上の多様な支援が求められ、介護保険、町や社会福祉協議会の福祉サービスを中心に小地域ネットワーク、自治会、NPO法人、ボランティア等地域住民等の繋がりや力を活用した様々な生活支援サービス等を推進していくことが必要です。

#### 【施策の方向】

- ・小地域ネットワーク、自治会、NPO法人、ボランティア活動個人・団体について研修会の開催や活動に対し支援をしていきます。
- ・今回の制度改正により、国の進める生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置については、その役割や必要性を検討しながら平成 29 年度の実施に向け道が開催する養成研修の受講推薦含め準備等をすすめていきます。

## 2 地域支援事業の推進

高齢者が健康で、いきいきとした生活を送ることができるよう、心身機能・活動能力・社会参加等の生活レベルの低下を防ぎ、要介護状態にならないよう早期相談、早期対応をめざします。

### (1) 地域包括支援センターの運営

地域福祉センター内に地域包括支援センターを併設し、地域の高齢者の実態を把握するとともに、医療・保健・福祉をはじめとする制度的サービスと地域住民の多様な支援活動を幅広く調整し、支援を必要とする在宅の高齢者及びその家族の方への総合相談窓口としての役割を担っています。

また、相談受付については、特別養護老人ホーム緑清園の協力で夜間、祝祭日も対応できるよう 24 時間体制をとっています。地域福祉センター内には様々な介護用品や福祉機器の展示も行っています。

#### 【利用状況】

相談件数としての計上数は、主に新規相談の件数となります。継続しての相談、連絡、関係機関調整を含むと年間約 3,900 件になります。

相談件数については徐々に増加傾向にあり、要介護認定申請の相談割合も増えています。また、ひとり暮らしの高齢者、認知症の高齢者、末期癌患者の在宅療養支援の増加もあり、高齢者が高齢者を介護する状況も増え、在宅支援、施設入所に関する相談が増加傾向にあります。

■地域包括支援センター新規相談実績

(単位：件、人、回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	163	161	160
電話相談	62	41	40
来所相談	36	70	70
訪問相談	54	42	40
その他	11	8	10

※平成26年度については推計値（以下同じ）

【施策の方向】

- ・より一層、本町における高齢者の実態の把握に努め、早期相談をおこなうとともに、より適切な介護予防及び在宅支援にむけた取り組みを推進する中で、自立した健康的な在宅生活を継続出来ることを前提としつつ、介護保険制度を中心に、他の医療・保健・福祉事業の活用によって、高齢者の生活支援を行っていきます。

(2) 地域支援事業の運営

地域支援事業は、高齢者が要介護状態にならないため、介護予防活動を積極的に推進するとともに、町が中心となり、各関係団体等と連携し、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう実施していきます。

- 平成27年度から平成28年度までは、第5期介護保険事業計画と同じく、次の3つの大きな事業の区分けとなります。

①介護予防事業

ア) 二次予防事業

- ・要支援、要介護になるおそれの高い人等を対象とする介護予防サービスの提供
- ・二次予防事業対象者把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防施策評価事業

イ) 一次予防事業

- ・全高齢者を対象とする介護予防事業
- ・介護予防普及啓発事業

- ・地域介護予防活動支援事業
- ・介護予防一次予防施策評価事業

## ②包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業

## ③任意事業

- ・家族介護支援事業
- ・家族介護継続支援事業
- ・地域自立生活支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業

●平成 29 年度からは、これまで予防給付で実施していた要支援 1、2 と認定された方が利用していた介護予防訪問介護（予防ヘルパー）と介護予防通所介護（予防デイサービス）が地域支援事業に移行します。これまでの二次予防事業と NPO 等の実施する事業と合わせ、介護予防事業は介護予防・日常生活支援総合事業として、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業として実施します。

## ①介護予防・日常生活支援総合事業

### ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- ・基本チェックリストによる介護予防事業対象者の選定
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・その他の生活支援サービス
- ・介護予防ケアマネジメント（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

### イ) 一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

## ②包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント（予防給付利用者）
- ・総合相談支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業

## ③任意事業

- ・家族介護支援事業
- ・家族介護継続支援事業
- ・地域自立生活支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業

### （３）地域支援事業の内容

#### ①－１介護予防事業（平成 28 年度まで）

●平成 27 年度から平成 28 年度までは、第 5 期介護保険事業計画と同じく、現行の介護予防事業として実施し、平成 29 年 4 月に「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を予定しています。

## 《二次予防事業》

生活機能の低下により、要支援・要介護状態になる可能性がある方には、できる限り早期にその可能性を把握し、状態の改善や重症化の予防を行うことが重要です。

通所又は訪問により「要支援や要介護状態にならないよう」介護予防を目的として次の事業を実施します。

### ア．通所型介護予防事業

基本チェックリストで二次予防事業対象者と認定された対象者に対し、通所による介護予防を目的として実施しています。

運動不足、閉じこもり、口腔機能、もの忘れにチェックのある対象者の複合型の通所事業として、「まんてんクラブ」を実施します。

運動器の機能低下の予防、改善を目的に個別のプログラムによる「はつらつ筋力向上トレーニング」を実施します。

また、ショートステイによる通所型介護予防事業も実施します。

### 【実施状況】

- ・月 2 回の「まんてんクラブ」は、参加者同士やボランティアとの交流を楽しみに

- している人が多く、閉じこもり予防だけでなくうつ予防の役割もはたしています。
- ・口腔機能の向上は、体力低下や寝たきり防止につながるため、プログラムに組み込み継続した健康行動につながるよう支援しています。
  - ・平成 22 年度より開始された「はつらつ筋力向上トレーニング」では、個別と小集団を組み合わせて実施しています。
  - ・まんてんクラブでは送迎をしていますが、はつらつ筋力向上トレーニングでは個人対応となっていたため、対象者となっても交通手段等が無く通所ができない方もいることで利用者の伸び悩みがあります。

### ■通所型介護予防事業の実施状況と見込み数

(単位：人)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	延数	実数	延数								
まんてんクラブ	16	196	14	227	18	242	18	240	18	240		
はつらつ	12	210	8	162	8	190	12	384	12	384		
ショートステイ	1	10	1	7	1	10	1	10	10	10		

#### 【施策の方向】

- ・「まんてんクラブ」においては、閉じこもり、認知力低下の方もおり利用者が楽しく参加できるよう事業を推進していきます。また継続して参加することにより、現状維持できるよう支援します。
- ・「はつらつ筋力向上トレーニング」においては、送迎体制を整え、できるだけ対象者が利用できるように取り組みます。

#### イ. 訪問型介護予防事業

保健師等が訪問し閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）対象者に対し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し相談・指導を保健師、ヘルパー等が訪問し実施します。

また、食生活や栄養状態に心配のある二次予防事業対象者には、食のアセスメントを実施し、介護予防プランに基づき配食サービスや保健師、栄養士による訪問指導を実施します。

#### 【実施状況】

- ・通所型が苦手な人には、保健師やヘルパーによる家庭訪問を実施し、健康相談や家事支援をしていますが、対象者は減っています。

## ■訪問型介護予防事業の実施状況と見込み数

(単位：人)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
栄養改善	0	0	0	0	0	0	2	24	2	24		
(配食数)	0	0	0	0	0	0	8	100	8	100		
閉じこもり予防	6	74	0	0	0	0	2	24	2	24		
運動機能	0	0	3	28	1	10	2	24	2	24		

### 【施策の方向】

- ・通所型に比べ利用者は少ないが、訪問をとおして要介護状態に移行しないよう、取り組みます。また、状況が改善された人には、通所型事業へ移行できるよう支援します。

### 《一次予防事業》

一次予防事業は、身近な地域において、高齢者が積極的に介護予防に資する活動の取り組みが実施できるよう、介護予防に関する啓蒙をし、見守りや支え合いによる地域の活性化を推進します。

#### ア. 介護予防普及啓発事業

介護予防についての基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成、配布の他、高齢者自身が主体的に参加できるよう介護予防手帳を交付し、体力測定の結果を経年的に記録し評価できるようにしています。

### 【実施状況】

- ・各老人クラブと連携し、会員の体力測定、体操、レクリエーションを実施し、運動機能の向上をめざしています。
- ・体力測定の結果から、自分の弱いところに気付き、体力を落とさないように支援していますが、老人クラブの高齢化に伴い体力測定を実施する人が減ってきています。
- ・口腔機能向上のため、歯科衛生士による歯の講話・実技指導を実施しています。
- ・平成24年度から、「はつらつ筋力向上トレーニング」で改善され、一次予防事業対象者となった方が継続的に運動できる機会として「いきいき運動教室」も実施しています。

■介護予防普及啓発事業の実施状況と見込み数

(単位：回・人)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		回数	延数	回数	延数								
体力測定	境野老人クラブ	2	68	2	53	1	41	1	40	1	40		
	拓殖老人クラブ	2	39	2	40	1	20	1	25	1	25		
	秋田老人クラブ	2	26	2	21	1	10	1	10	1	10		
	勝山老人クラブ	2	46	2	41	1	18	1	20	1	20		
	置戸老人クラブ	2	41	2	36	1	24	1	25	1	25		
	計	10	220	10	191	5	113	5	120	5	120		
口腔機能向上指導	境野老人クラブ	1	48	1	41	1	39	1	45	1	45		
	拓殖老人クラブ	1	20	1	20	1	19	1	20	1	20		
	秋田老人クラブ	1	14	1	13	1	14	1	15	1	15		
	勝山老人クラブ	1	64	1	42	1	29	1	45	1	45		
	置戸老人クラブ	1	28	1	19	1	27	1	25	1	25		
	計	5	174	5	135	5	128	5	150	5	150		

■いきいき運動教室の実施状況と見込み数

(単位：回・人)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実数	延数	実数	延数								
いきいき動教室		7	111	9	277	10	430	15	720	15	720		

【施策の方向】

- ・生涯、自分の口で食べられるよう、口腔機能向上のための指導にも力を入れていきます。
- ・各老人クラブのリーダーを中心に、高齢者が生涯自立した生活が送られるよう活動の輪を広げていきます。
- ・高齢者同士が支えあえる地域づくりを推進します。
- ・「いきいき運動教室」は二次予防事業の「はつらつ筋力向上トレーニング」同様に、送迎体制を整え、できるだけ対象者が利用できるように取り組みます。

イ. 地域介護予防活動支援事業

地域における介護予防活動を継続して推進するため、高齢者を中心としたリーダー、ボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に取り組む地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。

## 【実施状況】

- ・各老人クラブからリーダーを選出してもらい、研修会を実施しています。
- ・リーダーの役割、体力測定の実施方法、各クラブでの活動発表、グループワークでの意見交換を実施していますが、リーダーの高齢化、担い手不足など負担と感ずる地区も出てきており、回数や内容の検討が必要となってきました。

## ■元気アップ研修会（リーダー研修）の実施状況と今後の見込み （単位：回、人）

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		回数	延数	回数	延数	回数	延数	回数	延数	回数	延数	回数	延数
元気アップ研修会	境野老人クラブ		25		15		17		18		18		
	拓殖老人クラブ		33		29		15		24		24		
	秋田老人クラブ	4	14	4	14	3	10	3	10	3	10		
	勝山老人クラブ		19		18		20		20		20		
	置戸老人クラブ		31		34		25		25		25		
	計	4	122	4	110	3	87	3	97	3	97		

## 【施策の方向】

- ・各老人クラブ等のリーダーが主体的に役割を発揮出来るよう支援していきます。

### ①ー2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（平成29年4月から実施）

これまでは、一般の高齢者、要介護状態になる恐れの高い状態にある高齢者（二次予防事業対象者）と要介護認定を受けた高齢者に対象者を分けて介護予防の取り組みを行ってきましたが、介護保険法の改正により、対象者を区別せず介護予防に取り組むこととなります。既存の予防給付の訪問介護・通所介護サービスや二次予防事業に加えNPO法人や住民主体の支援等も含めたサービスを検討し実施を進めます。

## 《介護予防・生活支援サービス事業》

- ・要支援者等の様々な生活ニーズに対応するため、既存の予防給付の訪問介護・通所介護サービスや二次予防事業に加え、住民主体の支援等も含めたサービスも検討し実施します。

### ア．訪問型サービス

介護認定で要支援認定の方、又は基本チェックリストの結果、サービス対象者となった方に対し、自宅を訪問して日常生活支援サービスを行います。

■訪問型サービス 実施状況と見込み数

(単位：人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
介護予防訪問介護					11	132
訪問型短期集中予防サービス					2	24

【施策の方向】

- ・訪問をとおして要介護状態に移行しないよう、取り組みます。また、状況が改善された人には、通所型事業へ移行できるよう支援します。

イ. 通所型サービス

介護認定で要支援認定の方又は基本チェックリストの結果、サービス対象となった方に対し、身近な場所で通える、デイサービス、レクレーション、サロンや健康増進のための各種教室等を行います。

■通所型サービス 実施状況と見込み数

(単位：人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
介護予防通所介護					13	156
はつらつ筋力向上トレーニング					12	384
まんでんクラブ					18	240
住民運営等による体操・運動教室					40	500

【施策の方向】

- ・「まんでんクラブ」においては、閉じこもり、認知力低下の方もおり継続して参加することにより、現状維持できるよう支援します。
- ・「はつらつ筋力向上トレーニング」においては、送迎体制を整え継続して対象者が利用できるよう取り組みます。
- ・体操、運動を実施している住民主体の教室等の開拓も推進していきます。

ウ. その他の生活支援サービス

介護認定で要支援認定の方、又は基本チェックリストの結果、サービス対象となった方に対し、日常生活を支援するサービスを行います。

### 【施策の方向】

- ・地域で住民同士が、ひとり暮らし等の高齢者への見守り活動が行えるよう体制を整えます。

## 《一般介護予防事業》

介護認定にかかわらず、誰でもが参加できる事業です。高齢者が年齢や性別等にとらわれず、個人の状況に合わせ健康増進を図るための事業を実施します

### ア. 介護予防把握事業

- ・関係機関等からの情報や、訪問等により閉じこもり等、何らかの支援を要する対象者を把握し、それぞれの高齢者に適したサービスや情報提供を行います。必要に応じ基本チェックリストを活用します。

### 【施策の方向】

- ・関係機関と連携し事業の周知を図るとともに、健康増進や閉じこもり予防に取り組めます

### イ. 介護予防普及啓発事業

- ・高齢者が日頃から介護予防について関心を持つとともに、知識を身につけることができるよう、普及啓発に努めます。老人クラブ等の団体や地域で楽しく取り組める運動教室などの介護予防事業を推進します。

### ■介護予防普及啓発事業 実施状況と見込み数 (単位：人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
老人クラブ等支援					10	270
いきいき運動教室					15	720

### 【施策の方向】

- ・生涯、自分の口で食べられるよう、口腔機能向上のための指導にも力を入れていきます。
- ・地域や団体等のリーダーを中心に、高齢者同士が支えあえる地域づくりを推進します。
- ・いきいき運動教室においては、送迎体制を整え継続して対象者が利用できるように取り組めます。

ウ. 地域介護予防活動支援事業

- ・地域の介護予防活動に資するリーダーの養成、人材育成など地域の助け合い活動を支援します

■地域介護予防活動支援事業 実施状況と見込み数 (単位：人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
リーダー研修					3	100

【施策の方向】

- ・各地区の老人クラブのリーダーが、主体的に役割を発揮出来るよう支援していきます。

エ. 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・通所サービス、訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等にリハビリテーションの専門職を派遣して生活機能の向上を図る体制づくりを検討します。

【施策の方向】

- ・主体的な活動への取り組みを推進するため、リハビリテーション専門職等の活用を促進します。

②包括的支援事業

地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるために、身近なところで信頼をもって継続的に相談でき、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に実施します。

ア. 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメントを一体的に実施し、要介護状態の防止、軽減を図ります。

(1) 対象者

- ・二次予防事業対象者（要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者）
- ・要支援認定者（介護保険での認定申請を行い要支援1及び2の認定を受けた高齢者）

※二次予防事業対象者及び要支援認定者で予防給付を利用しない人については、

平成29年度から二次予防事業から介護予防・生活支援サービス事業に移行され、マネジメントを実施します。

- (2) 対象者の選定（スクリーニング）
- (3) 課題分析（アセスメント）
- (4) 介護予防計画の作成（ケアプラン）
- (5) 事業・サービス実施後の経過観察（モニタリング）
- (6) 計画実施後の評価

**【施策の方向】**

- ・地域福祉センター、地域包括支援センター及び介護予防支援事業所が連携を密にしながら、職員の資質の向上に努めると共に利用者のニーズにあった適切なサービス計画作成を行なっていきます。

**■介護予防支援・居宅介護支援・介護予防マネジメント実施状況と見込み数**

（単位：給付は月平均、介護予防マネジメントは延べ人数）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予 防 給 付	29	35	47	45	49	53
介護予防マネジメント	34	26	30	30	35	35
介 護 給 付	50	47	48	55	60	63

**イ．総合相談支援事業**

地域における多様なネットワークを活用し、地域の高齢者実態把握、介護保険サービスや介護保険以外のサービス調整等総合的な相談に対応します。

- (1) 地域の医療、福祉、保健、その他の団体等様々な関係者とのネットワークの構築
- (2) 高齢者の心身の状況、生活状況、生活環境等の実態の把握
- (3) 高齢者の生活における様々な問題や課題に対する支援、相談等

**【施策の方向】**

- ・地域ケア会議（ケース検討会議等）の機能、役割を明確化し、定期的又は必要に応じ随時開催し、各関係機関及び各地域との連携、情報共有を密にしながら高齢者全体の福祉向上に向けた取り組みを強化していきます。

## ウ. 権利擁護事業

高齢者の成年後見制度の活用促進、虐待の防止や早期発見のためのネットワーク構築及び権利擁護に関する周知、情報提供を行うと同時に相談に対応します。

- (1) 成年後見制度の啓発、活用促進
- (2) 高齢者虐待についての早期発見、早期対応に向けてのネットワークの構築、虐待防止に向けての対応
- (3) 老人福祉施設等への措置支援
- (4) 高齢者の消費者被害等の相談、対応

### 【施策の方向】

- ・成年後見制度の普及啓発を進めるとともに、必要な支援を行います。
- ・高齢者虐待対応についてはネットワークの確立や早期通報をスムーズに行えるように手順等について整備していきます。
- ・消費者被害等の予防措置や早期発見、早期対応に向けての啓発に取り組みます。
- ・社会福祉協議会が行う日常生活・自立支援事業の利用促進に努めます。

## エ. 包括的・継続的マネジメント事業

支援や介護を必要とする高齢者に対し、包括的・継続的にケアが提供されるように関係機関が連携、協力できる体制を構築します。

- (1) 介護支援専門員等に対する個別相談の実施
- (2) 介護支援専門員に対する資質向上に向けての支援
- (3) 介護支援専門員が抱える支援困難事例等の指導、助言
- (4) 関係施設やボランティア団体等の地域における関係機関との連携、協力体制の整備

### 【施策の方向】

- ・本町には居宅介護支援事業所は直営1カ所ですが、介護保険施設等の介護支援専門員と連携し、全体の資質向上に向けて取り組みます。

## オ. 在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備

「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」等のサービスと住民が連携して一体的に提供される体制づくりを推進しながら、認知症の早期発見、早期治療の支援、生活支援サービス等を適切に受けられる体制づくりが重要となります。

### 【施策の方向】

- ・認知症初期支援チーム、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター及び協議体の設置については、平成29年度設置に向け準備を進めます。

### ③任意事業

#### ア. 家族介護支援事業

要介護高齢者を介護する家族及び住民の方へ適切な介護知識や技術を習得することを内容とした講義・講演、実技実習等を開催します。

内容により外部講師、職員が担当しています。一般の方も含めた事業と実際に介護に携わっている家族向けの事業を実施しています。

介護に携わっている家族向けの事業としてはリフレッシュや介護者同士の交流、情報交換、介護食や介護技術等の習得を図ることを目的に「介護者の集い」として実施しています。

#### 【利用状況】

##### ■家族介護教室の実施状況と見込み数

(単位：回、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	7	7	6	7	7	7
参加人数	76	129	190	150	150	150

##### ■家族介護教室（介護者の集い「よつ葉の会」）の実施状況と見込み数（単位：回、人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	12	12	12	12	12	12
実参加人数	30	20	20	20	20	20
延べ参加人数	94	106	115	110	110	110

#### 【施策の方向】

- ・高齢者の支援及び介護に関する知識や技術の習得に向け、介護者、町民の方からの意見や要望も取り入れながら、できるだけ参加しやすい体制を整えていきます。

#### イ. 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業です。家族介護継続支援事業として家族介護用品支給と介護慰労金支給を実施します。

家族介護用品支給は在宅で寝たきり又は認知症の状態にある高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品の費用について年間10万円を限度として支給しています。（町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族）

また、介護慰労金支給については介護保険の要介護度4又は5の認定を受け、介護保険のサービスを1年間継続して利用しなかった（年間1週間程度の短期入所サービスを除く）高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金とし

て年間 10 万円を支給します。(町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族)

さらに、認知症等の症状がある高齢者等が行方不明になったときに、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の連絡体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的として高齢者 SOS ネットワーク事業を実施しています。

### 【利用状況】

町内に特別養護老人ホームもあり、在宅において寝たきり及び認知症の状態にある高齢者を介護している家族も相対的には多くはなく、利用対象者も少ない状況です。SOS ネットワーク事業については、必要な方への周知を随時行っています。

#### ■家族介護用品支給の見込み数

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支 給 人 数	3	3	3

#### ■家族慰労金支給の見込み数

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支 給 人 数	1	1	1

#### ■SOS ネットワーク事業登録状況

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登 録 人 数	1	2	3

### 【施策の方向】

- ・在宅における介護に対する経済的な支援のため、今後も継続していきます。
- ・SOS ネットワーク事業については、制度の周知等について継続的に行っていきます。

## ウ. 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業です。見守り等の支援が必要な 60 歳以上の二次予防事業対象者以外の方を対象に配食サービスとホームヘルパー派遣事業を行います。

### (1) 配食サービス事業

栄養バランスのとれた食事を自宅に配達し、その際、利用者の安否確認も合わせて実施しています。

さらに食関連についてアセスメントを行うことにより、必要な助言、支援等を実施しています。

#### 【利用状況】

社会福祉協議会に委託をして実施しています。週2回（火・金）夕食を配食しています。

#### ■配食サービス事業（二次予防事業対象者以外）利用状況と見込み数（単位：人、回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者	14	21	25	25	25	25
延べ利用回数	738	1,085	1,420	1,300	1,300	1,300

#### 【施策の方向】

- ・単なる食事の提供だけではなく、定期的にサービスの実施状況、利用者の状態等を確認し、状況の変化や体調不良等について早期に発見、対応し在宅生活を支援します。

#### （2）ホームヘルパー派遣事業

介護保険サービスに該当しない人で、介護予防や生活支援の観点から支援が必要な人や、定期的な訪問により安否確認を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援・指導を実施しています。

#### 【利用状況】

#### ■ホームヘルパー派遣事業（二次予防事業対象者以外）の見込み数（単位：人、回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者	10	7	5	4	4	4
延べ利用回数	250	209	170	150	150	150

#### 【施策の方向】

- ・制度の周知と利用の促進を図ります。
- ・介護保険サービス、地域支援事業との連携をはかり、介護予防の促進に努めます。

#### （3）安心カード事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、各地区民生委員をとおし緊急時の連絡先、かかりつけ医、病名等を記載し保管するキットを配布し、緊急時においても速やかに家族への連絡やかかりつけ医を把握し、対応ができるよう支援しています。

## 【設置状況】

### ■安心カード設置状況

(単位：世帯)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置件数	106	105	105

※各年度3月末現在設置数

## 【施策の方向】

- ・安心カードの情報を本人の同意を得ながら、各自治会等においても把握し、各地区の要援護者の把握や助け合い等のネットワーク構築へと繋げる支援を行ないます。

### (4) 安心コール事業

緊急通報システム事業利用者に対し、定期的な安否確認等をおこなうとともに、24時間対応のコールセンターにおいて、保健、福祉の専門職員による相談を受けています。

## 【利用状況】

### ■安心コール対応状況

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
安心コール件数	1,485	1,752	1,870

## 【施策の方向】

- ・安心して在宅生活を継続できるように身体的及び精神的に不安がある高齢者について生活上の不安解消に努めます。

### エ. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な高齢者が、申し立てることができない又は申し立てる家族（四親等以内）がいない場合に、申し立てについて支援を行います。また、経済的な理由で制度利用が困難な場合については、経済的な支援を行います。

## 【利用状況】

- ・現在まで、利用はありません。

## 【施策の方向】

- ・個人の人権や権利を保護し、安心して生活できるように支援をいたします。

### 3 認知症高齢者施策の推進

認知症高齢者は本町でも増加の傾向にあります。今後の認知症施策の基本目標は、認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、可能な限り住み慣れたより良い環境で暮らし続けることができることです。認知症には早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守りも含めた切れ目のない支援体制を整える必要があります。

#### 【施策の方向】

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の早期診断・早期対応ができるよう支援するとともに、認知症の正しい理解の普及に努めます。

#### (1) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備及び相談支援体制の充実

##### ア. 認知症初期集中支援推進事業

保健師や精神保健福祉士等の専門職と認知症の専門医（認知症サポート医）で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる及び認知症の人の状況確認や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、必要なサービス提供につなげます。国や道の取り組み状況を見ながら、北見医師会や認知症疾患医療センター(北見赤十字病院)との協議など、平成29年度からの実施に向けて準備を進めていきます。

##### イ. 認知症地域支援推進員事業

保健師や看護師等の資格を有する「認知症地域支援員」を配置し、医療機関や、介護保険事業者等の関係機関、認知症の人や家族の会などと連携を図り、地域の実情に応じた支援体制を検討したり、認知症の人や家族を支援する相談を行います。平成29年度からの支援員配置や事業実施に向けて進めていきます。

##### ウ. 関係事業、機関との連携

介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)やヘルパー一般訪問(委託)、地区民生委員や関係機関と連携を図り、早期に相談支援に繋げていきます。

#### (2) 認知症高齢者、介護者家族への支援の充実

##### ア. 介護者のつどい「よつ葉の会」への支援

認知症の家族の身体的・精神的負担を軽減するための事業です。月1回の定例開催とし、認知症や介護の知識や技術・対応を学んだり、介護の悩みを語り合い相互交流を深めリフレッシュする事をねらいとします。介護者の高齢化に伴い、

支える介護者が要介護状態にならないよう介護予防に向けた支援や、近隣の介護者家族の会との交流を通じ、介護者同士の支えあいを支援していきます。

#### イ. 地域での見守り、支え合い活動の推進

高齢者SOSネットワーク事業による見守り及び身近な地域における認知症カフェの開催など、安心して過ごせる地域・居場所づくりを模索していきます。

### (3) 認知症に対する知識の普及啓発、地域で見守り、支え合う体制の充実

#### ア. ネットワークを生かした体制づくり

自治会や小地域ネットワーク事業など、地域にある様々なネットワークを生かして、認知症の人や家族が安心して生活できるよう、地域の中で気づきの目を育てるとともに、緩やかな見守りや支え合いの体制をつくります。

#### イ. 住民対象講演会の開催

認知症についての講演会を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

#### ウ. 認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座の開催

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。認知症の人の見守りを実践する認知症サポーターが活動できる場の推進に向け、社会福祉協議会など関係機関との連携を図っていきます。

#### ■認知症サポーター養成数及び計画数

(単位：回、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画 回 数	3	3	3	3	3	3
計 画 養 成 数	60	60	60	60	60	60
実 施 回 数	1	1	2			
養 成 人 数	24	21	60			

※認知症高齢者虐待防止、成年後見制度の活用については「権利擁護事業」で対応します。